

## 会議録（１）

会議の名称	平成28年度第2回飯能市国民健康保険運営協議会
開催日時	平成29年2月3日（金） 開会 午後1時30分 閉会 午後2時45分
開催場所	飯能市役所 別館 会議室2.3
議長氏名	野口 秀夫
出席委員	山影 祥子 杉嶋 康子 吉田 勝紀 中村 光子 後藤 俊介 福島 毅 内沼 正實 島田 利二
欠席委員	石井 道夫 増島 宏徳 土屋 崇 双木 恵美子 前田 悦子
説明者の職氏名	飯能市長 大久保 勝 健康福祉部長 坂本 実 健康福祉部参事兼保険年金課長 田中 雅夫 医療政策室長 生井 隆 保険年金課主査 加藤 かおり
傍聴者の数	0人
会議次第	別紙のとおり
配布資料	別紙のとおり
事務局職員職氏名	健康福祉部長 坂本 実 健康福祉部参事兼保険年金課長 田中 雅夫 医療政策室長 生井 隆 保険年金課主査 加藤 かおり 保険年金課主査 渡邊 倫生 保険年金課主任 青山 秀子 医療政策室主査 村野 仁 南高麗診療所事務長 大澤 淳一 名栗診療所事務長 石井 久男

## 会議録（２）

### 議事録の概要（経過）・決定事項

「平成 29 年度飯能市国民健康保険特別会計予算（案）について」を審議し、原案のとおり承認された。

## 会議録（3）

発 言 者	発 言 内 容
保険年金課主査	<p>本日は、大変お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>出席委員が過半数に達しておりますので、ただいまから平成 28 年度第 2 回飯能市国民健康保険運営協議会を開会させていただきます。</p> <p>開会に当たりまして、野口会長からごあいさつをお願いいたします。</p>
会 長	(会長あいさつ)
保険年金課主査	次に、大久保市長からごあいさつを申し上げます。
市 長	(市長あいさつ)
保険年金課主査	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、協議事項に入らせていただきます。規則に従いまして、会長に議長となつていただきますので、よろしくをお願いいたします。</p>
会 長	<p>しばらくの間、議長を務めさせていただきます。委員の皆様のご協力をお願いいたします。それでは、協議事項に入ります。</p> <p>「平成 29 年度飯能市国民健康保険特別会計予算（案）について」を議題とします。</p> <p>勘定が分かれておりますので、事業勘定から協議いたします。</p> <p>採決は、最後にまとめて、一括でいたします。</p> <p>それでは、事業勘定について、事務局の説明を求めます。</p>
参事兼保険年金課長	(別紙により説明)
	説明は以上です。
会 長	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>質疑はございますか。</p>

## 会議録（3）

発 言 者	発 言 内 容
委 員	<p>国民健康保険の加入者が減ってきていますが、飯能市では 30 代、40 代など若い方が増えていると聞いています。その中で、出産育児一時金の予算が減っていることについてお伺いいたします。</p>
参事兼保険年金課長	<p>国民健康保険の被保険者数は減っておりますが、1 人当たりの医療費は、飯能市だけでなく、どの市町村も増えております。その中で、飯能市は特定健康診査受診率が県内 40 市中 1 位ですので医療費の伸びは県平均より低く抑えられています。</p> <p>お質しの出産育児一時金ですが、平成 27 年度までの実績と平成 28 年度の執行率を勘案のうえ、前年度より減額させていただきました。</p>
市 長	<p>飯能市に転入の方が美杉台、茜台に 1,000 人ほどおりますが、その方たちのほとんどが社会保険に加入していると思われます。出産育児一時金の支給は社会保険からとなりますので、一概に国民健康保険の出産育児一時金とは直接結びつかないことをご理解ください。</p>
委 員	<p>所得の高い障害のある方もいて、国民健康保険がすべて負担をするのは大変ではないでしょうか。</p>
参事兼保険年金課長	<p>重度心身障害の方の医療費の一部負担金は、一般会計からの支出となります。国民健康保険担当としては、特定健康診査や特定保健指導、県内市町村の共同事業である糖尿病性腎症重症化予防事業などにより、市民の皆さんにいつまでも健康でいていただき、医療費の適正化に努めてまいりたいと思います。</p> <p>なお、参考までに、障害のある方は、障害福祉サービスを受けることができますが、所得のある方の負担のあり方について、国の社会保障審議会の中で見直しを検討する必要があると報告されています。</p>
委 員	<p>保険税で滞納繰越分とは、平成 28 年度分のものか、また、国民健康保険税は何年前のものから納められるのかお伺いいたします。</p>

## 会議録（3）

発 言 者	発 言 内 容
参事兼保険年金課長	滞納繰越分とは、課税されたその年度に納めていただけなかった保険税です。
保険年金課主査	基本的に市の徴収権の時効は5年のため、国民健康保険税は5年前のものから納めることができます。
委 員	滞納繰越額は今現在どれくらいありますか。
参事兼保険年金課長	収入未済という形では、平成27年度末で6億5,000万円あります。
委 員	糖尿病性腎症重症化予防事業ですが、多額の費用がかかる人工透析に移行する前に、しっかりと対象者を指導し、病気を予防していくことは大切だと思います。
健康福祉部長	健康づくり支援課でも、健康維持または病気にならないためのいろいろな施策を実施しています。更に強化していきたいと考えています。
委 員	その他繰入金ですが、予算ベースでは減っているようですが決算ベースでも減っていますか。
参事兼保険年金課長	平成29年度予算では、2億600万円で平成28年度と比較しますと100万円の増となります。実績としては、当初予算よりも決算で増えております。平成27年度決算では3億3,280万円となりました。1人当たり約1万4,000円の法定外繰入をしている状況です。
委 員	平成29年度予算の特徴的なものについてお伺いいたします。
参事兼保険年金課長	歳入につきましては、国民健康保険税の減があります。歳出についても多少ですが保険給付費が減となります。 新規事業については、データヘルス計画、特定健康診査等実施計画策定委託料、平成30年度からの広域化に係るシステム改修費用等がございます。

## 会議録（3）

発 言 者	発 言 内 容
<p>会長</p> <p>参事兼保険年金課長</p>	<p>国保税や加入者数が減っているが、一方で医療費は減らない。この状況は、相互扶助の観点から見たらどのような影響があるとお考えですか。</p> <p>平成 29 年度の国民健康保険税の予算は、前年度に比べて 4.7%の減となっていますが、保険給付費の予算は 4.7%減とはならず、0.8%の減にとどまっています。</p> <p>保険税収入の減ほど、医療費は減とっておりません。</p> <p>被保険者が減少している中で、高齢の方や、低所得の方の割合が高いことで、保険税収入が伸びない一方で、高齢化、医療の高度化などにより、1人当たりの医療費は伸びております。</p> <p>被保険者が減少することで、支える人数が少なくなり、高額な医療を必要とする人がいた場合に、加入者1人にかかる負担は増えますし、加入者が少なくても、保険証の発行や、保険給付、保健事業など、市が行わなければならない業務はそれほど簡略化することはできません。</p> <p>国保の構造的な問題は、年齢が高く医療費水準が高い、低所得者が多い、小規模保険者が多いという課題を抱えているということから、財政基盤を強化するため、国保は、平成 30 年度から広域化されることになりました。</p>
<p>会 長</p>	<p>他に質疑はございますか。</p> <p>（「なし」の声あり）</p>

## 会議録（3）

発 言 者	発 言 内 容
会 長	<p>続きまして、「平成 29 年度飯能市国民健康保険特別会計南高麗診療所勘定及び名栗診療所勘定予算（案）について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
医療政策室長	<p>（別紙により説明）</p>
会 長	<p>説明は以上です。 これより質疑に入ります。 質疑はございますか。</p>
委 員	<p>名栗診療所の歳入で、「長寿社会づくりソフト事業費交付金」というのがありますが、この内容をお伺いいたします。</p>
医療政策室長	<p>「長寿社会づくりソフト事業費交付金」につきましては、地域医療等振興自治宝くじの収益金を財源といたしまして、公益財団法人地域社会振興財団から交付されるものです。</p> <p>内容といたしましては、地域社会における住民の健康及び福祉の向上を図り、健やかな地域社会づくりを推進していくため、それに必要な地域医療に従事する者の資質向上を目的とした「研修事業」に対して交付されるものです。</p> <p>名栗診療所の医師につきましては、埼玉県医療整備課から派遣を受けている医師でありまして、週 1 回程度大学病院等に行つて研修を積むことになっておりますことから、その研修日には医師が不在となりますので、代診医の報酬に充てるための経費を補助金として交付を受けているものであります。</p>

## 会議録（3）

発 言 者	発 言 内 容
会 長	<p>他に質疑はございますか。</p> <p>（「なし」の声あり）</p>
会 長	<p>質疑がないようですので、「平成 29 年度飯能市国民健康保険特別会計予算（案）について」は、原案のとおり承認することでご異議ありませんか。</p> <p>（「異議なし」の声あり）</p>
会 長	<p>異議なしということですので、「平成 29 年度飯能市国民健康保険特別会計予算（案）について」は、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>本日の協議事項は、以上でございます。</p> <p>これをもちまして、議長の任を降ろさせていただきます。委員の皆様、ご協力ありがとうございました。</p>
保険年金課主査	<p>続きまして、次第の「5 報告事項」に入らせていただきます。</p> <p>保険年金課長よりご報告させていただきます。</p> <p>（別紙により説明）</p> <p>報告事項は、以上です。</p> <p>それでは、最後に閉会の言葉を会長職務代理からお願いいたします。</p>
会長職務代理	<p>（閉会の言葉）</p>
保険年金課主査	<p>本日は、ありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">閉会 14：45</p>
<p>議事のでん末・概要を記載し、その相違ないことを証するためここに署名します。</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">議長の署名 _____</p>	



## 平成28年度第2回国民健康保険運営協議会説明

平成29年2月3日

<平成29年度飯能市国民健康保険特別会計予算（案）（事業勘定）>

健康福祉部参事兼保険年金課長の田中と申します。どうぞよろしくお願  
いいたします。

初めに、医師会、各委員様のご協力により、お陰さまで、平成27年度  
の特定健康診査受診率については、県内40市中第1位となり、3年連続  
で第1位となることができました。大変ありがとうございました。

それでは、着座にて失礼いたします。

平成29年度予算のうち、事業勘定分についてご説明いたします。

青のインデックス1ですが、こちらは、予算書そのもので、数値しかあ  
りませんので、省略させていただきまして、次の青のインデックス2の資  
料に基づいて、ご説明させていただきます。

青のインデックス2の1ページをお願いいたします。

こちらは、当初予算額の推移です。

表の一番左が年度で、下に行くほど前の年度になります。

一番上の網掛けの行が、平成29年度となります。平成29年度の当初予  
算額は107億3,610万1,000円で、前年度との比較では9,619万9,000  
円の増額となり、増減率は+0.9%となります。

これは、国民健康保険の加入者が減少していることにより国民健康保険  
税は減っていますが、前期高齢者交付金や県支出金、共同事業交付金など  
が増えていることから、前年度より少し大きめの予算規模となったもので  
す。

次の2ページをお願いいたします。こちらは、歳入の概要になります。

歳入は、1款から11款までありますが、主なものをご説明します。ま  
ず、ページの一番上をご覧ください。

1款の国民健康保険税です。

前年度と比べると、約9,600万円の減額となります。この減額の主な理  
由は、被保険者が約1,200人減っているためです。

次に4款の療養給付費等交付金です。

当初予算額は、2億3,403万1,000円です。前年度に比べて、約3,400万円の減となります。

療養給付費等交付金は、退職被保険者等に対する交付金です。

長い間会社などに努めていた方が、医療の必要性が高まる退職後に、職場の健康保険から国民健康保険に移ることにより、国民健康保険の医療費負担は増大することになります。

退職者医療制度は、このような医療保険制度間の医療費負担の格差を是正するために設けられた制度で、退職して国民健康保険に加入してから65歳までの間、制度の対象となる方の医療費は、会社の健康保険組合や協会けんぽなどに負担してもらおうという制度です。この制度が平成26年度末をもって廃止されました。

このため、ここでの減額は、制度が廃止となった影響で大きく減っているものでございます。

ただし、廃止と申しましても、一度にすべての廃止ではなく、これまで退職者扱いだった方が、65歳到達により要件を外れるまでは制度が存続しております関係で、徐々に少なくなっていくものでございます。

次に5款の前期高齢者交付金です。

当初予算額は、27億5,692万1,000円です。前年度に比べて約8,600万円の増額となります。

ここでも、まず、制度の内容をご説明します。

前期高齢者とは、65歳から74歳までの方のことです。

会社などに長く勤めていた方が、医療の必要性が高まる退職後に、会社などの健康保険から国民健康保険へ移ることによって、国民健康保険の医療費負担が増大するという制度上の偏りがあります。

これを解消するため、この65歳から74歳までの年代の医療費は、市の国保だけでなく、健康保険組合や協会けんぽなど社会保険の保険者にも、負担してもらおうというのが、この制度の目的です。

このため、国では、すべての保険制度からそれぞれ拠出金を出してもらい、それを医療費に応じて、各保険者に再分配することで、全国民の負担が平等になるように調整しています。

実際の金額で申し上げます。この交付金は、歳出と「つい」になっていますので、恐れ入りますが、隣のページの上の表の「4款」を見ていただけますでしょうか。上の表の「4款前期高齢者納付金等」の歳出額は、89万9,000円となっています。

この金額が、国から本市に対して、前期高齢者分として支払ってくださ

いと言われて拠出する額です。2ページにお戻りください。

一方、前期高齢者の分としてもらえる金額が、この2ページの5款前期高齢者交付金になります。27億円以上にもなります。とても大きな金額です。

つまり、約90万円しか支払わないのに、27億円以上も、分配金がもらえるということになります。

それは、なぜかと申しますと、国民健康保険は、前期高齢者が多くを占めているから、もらえることになります。

飯能市の場合、平成28年度の概算では、前期高齢者の割合は41.5%で、全国平均は15.1%となっています。

では、その財源はどこから出たかと申しますと、若い世代が入っている、会社の健康保険組合、協会けんぽ、それから公務員の共済組合などがそれぞれ負担をしている拠出金から分配されてもらったということになります。

このしくみが、前期高齢者制度です。

次に、7款の共同事業交付金です。

当初予算額は、24億9,459万3,000円です。前年度に比べて約2,870万円の増額となります。

共同事業とは、国民健康保険の財政の安定化を図るため、すべての医療費について、県内の市町村が拠出金を出し合う共同事業です。

具体的には、医療費について、市町村は自ら支払った医療費等の実績に応じ、埼玉県国民健康保険団体連合会に拠出金を納め、埼玉県国民健康保険団体連合会は拠出金を財源に、医療費が発生した市町村に対し、交付金を交付します。

レセプト1件当たり1円以上80万円以下のすべてを対象にした保険財政共同安定化事業と、1件当たり80万円を超えるものを対象とした高額医療費共同事業がありますが、高額な治療薬の影響などにより、この共同事業交付金、そして3ページの共同事業拠出金とも増額となります。

次に、9款の繰入金になります。これについては、別に図がありますので、

恐れ入りますが、4ページをお願いいたします。

繰入金は最初に、大きく2つに分かれております。それが、ページの一番上の「一般会計繰入金」と「基金繰入金」になります。

まず、一般会計繰入金とは、市民税などの市民全員に係る、市の一般的な事業の会計から、国民健康保険の会計に入れるお金のことです。

一般会計繰入金は、さらに2つに分かれまして、それが「法定繰入金」と、「法定外繰入金」になります。

法定繰入金とは、文字通り、法律で一般会計から国民健康保険会計に入れることが、義務付けられているもののことです。

その理由ですが、たとえば、一番左の「保険基盤安定繰入金」は、国民健康保険に低所得者が多いため、一定の基準に基づき、一般会計から国民健康保険会計に入れることが義務付けられているものです。

この保険基盤安定繰入金は、平成29年度に2億9,925万円を計上しております。前年度と比べると、993万4,000円増額になっております。

このように、法律で認められている法定繰入金が4つありますが、それでも足りないため、財源不足を補う分として入れているのが、法定外繰入金の「その他一般会計繰入金」というものになります。

平成29年度のその他一般会計繰入金は、2億600万円を計上しております。前年度に比べると100万円の増額となります。

この一般会計繰入金についてまとめますと、一番左の保険基盤安定繰入金とその隣の事務費繰入金が増えたものの、逆に、右の方の出産育児一時金繰入金が減ったため、一番左の合計の欄では、前年度対比で、681万2,000円増えたこととなります。

それから、その右側にある「基金繰入金」の基金とは、医療費の支払いのために、別にとってある貯金のようなもののことです。1億5,000万円を計上いたしました。

そして、一番右の合計では、全部で、7億3,378万6,000円になっております。この額が、9款の繰入金の予算額になっておりますので、先ほどの2ページにお戻りください。

9款繰入金の予算額が今の内容ですので、この2ページは以上となります。

次に3ページをお願いいたします。

歳出の概要になります。

歳出も、1款から11款までありますが、主なものだけご説明します。

まず、2款の保険給付費をお願いします。

当初予算額は、64億480万9,000円です。

前年度対比では、約5,100万円の減額となり、伸び率は0.8ポイントの減となります。

この理由は、1人当たりの医療費は年々伸びているものの、加入者の減

を見込み、保険給付費全体では前年度よりやや少なめの金額での見込みとなったものです。

次に、3款の後期高齢者支援金等をお願いします。

当初予算額は、12億2,305万6,000円です。

前年度対比では、798万9,000万円の減額となります。

この科目は、75歳以上の方が加入する後期高齢者制度に対する国民健康保険制度からの拠出金です。国民健康保険の加入者数に応じて支払う額が決められるのですが、やはり国民健康保険の加入者数が減少しているため拠出額を減額で見込んだものです。

次に、6款の介護納付金をお願いします。

当初予算額は、4億4,154万円です。

前年度対比では、991万1,000円の減額となります。

この科目は、介護保険制度に対する国民健康保険制度からの拠出金です。

やはり、40歳から64歳までの国民健康保険の加入者数に応じて支払う額が決められるため、加入者数の減少に伴い、拠出額を減額で見込んだものです。

次に、7款の共同事業拠出金ですが、先ほど、2ページの歳入のところでご説明しましたので、省略させていただきます。

次に、8款の保健事業費です。

当初予算額は、1億3,161万7,000円です。

前年度対比では、約48万6,000円の減額となりますので、前年度と同程度の予算となります。

ここでは、特定健康診査や人間ドックなどの医療費適正化に係る事業費を計上しています。引き続き、積極的に取り組んでまいります。

なお、平成29年度の新規事業として、本日配布させていただいた資料1をご覧ください。

データヘルス計画と特定健康診査等実施計画策定委託料、予算額としては、約190万円（1,944千円）を計上しました。

データヘルス計画（保健事業実施計画）は、特定健康診査や診療報酬明細書（レセプト）などのデータを活用して、効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るものです。内容としては、実施している保健事業や、特定健康診査等の実施率、受診率向上の取組、レセプトデータによる分析などと

なります。

計画期間としては、平成 30 年度から平成 35 年度までの 6 年間で予定していますが、新しい計画を策定する前に、これまでの取組や平成 29 年度の計画等を記載したものを策定し、次回の会議にお示ししたいと考えております。

また、特定健康診査等実施計画は、データヘルス計画のうちの特定健康診査や特定保健指導の具体的な実施方法などを定める計画となりますが、これまで策定していた第 2 次計画が平成 29 年度末をもって計画期間を終了することから、第 3 次の計画としてデータヘルス計画と同じ計画期間で策定するものです。

5 ページにお戻りください。

これは、先ほどの歳入の構成を円グラフにしたものです。イメージとして、ご覧いただければ結構です。

次に、6 ページをお願いいたします。

こちらは、歳出の円グラフです。国民健康保険会計の歳出の中心は、保険給付費ですが、それでも全体の約 6 割となっており、そのほかに、いろいろな制度上の拠出金などがあることがお分かりいただけると思います。

次に、7 ページをお願いいたします。

こちらは、歳入の国民健康保険税と、歳出の保険給付費だけを改めて掲載して、推移を載せたものです。

国民健康保険税は、下の図の短い方の棒グラフですが、平成 22 年度以降 20 億円超で推移してきましたが、平成 29 年度は 20 億円を下回る予算となります。

一方、長い方の棒グラフが、保険給付費です。一番左の平成 22 年度に 58 億円ほどであったものが、一番右の平成 29 年度は 64 億円ほどになっています。

ただし、一番右の平成 29 年度予算は、 $\Delta 0.8$  ポイントですので、前年度対比では若干の減額になります。

平成 30 年度からは、国保は広域化されますが、平成 29 年度におきましても、加入者の皆様のご理解をいただきながら、国民健康保険税の適正課税や収納率向上、そして医療費の適正化のための特定健康診査などの事業に全力で取り組んでまいりますので、国民健康保険制度の安定的な運営

のために、委員の皆様には引き続き、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後となりますが、この後にご説明させていただきます診療所勘定の予算も含めて、今月16日開会予定の市議会資料も含まれておりますので、それまでは、取扱いにご留意いただきますようお願い申し上げます。

事業勘定の説明は以上です。ありがとうございました。

「報告事項」

## 国民健康保険の広域化の状況について

国民健康保険の広域化の状況について、ご説明いたします。

資料 2-1 をご覧ください。

国民健康保険は、平成 30 年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化することになります。

また、市町村は、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険料率、埼玉県は全ての市町村が保険料ではなく、保険税となっていますが、保険税率の決定、賦課・徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担うことになります。

広域化後は、埼玉県が決定した国保事業費納付金を納めて、保険給付に必要な費用を全額、埼玉県から保険給付費等交付金として受けることになります。

納付金の額と、その納付金を納めるための標準的な保険税率が埼玉県から示され、それを参考に市の国民健康保険税の税率を決めることとなります。

なお、埼玉県から第 1 回目の市町村ごとの納付金の額と標準的な保険税率が平成 28 年 12 月末に試算として示されました。

資料 2-5 と資料 2-6 の読売新聞に掲載された記事をご覧ください。資料 2-5 の場合は、 $\beta$  〓 0.5、1.118、1.5 がありますが、埼玉県では 1.118 を原則としています。1.118 とは、応能割 53、応益割 47 の割合となりますが、これによりますと、1 人当たりの国民健康保険税は埼玉県平均では 31.45%増、そして飯能市の場合も 32.70%増となっていますが、県の説明によりますと、国からの係数が示されていないため、仮係数で試算したこと、また、市町村から提供された数値について、捉え方がまちまちであること、そして医療費などの実績が最新のものでないことから、あくまでも参考のために示したものということです。

また、一般会計からの法定外繰入金を 0 にした場合のものでありますので、法定外繰入金をなしにした場合は、当然、どの市町村も大幅に保険税を上げることとなります。

なお、埼玉県は、全国的平均と比較しても、一般会計からの法定外繰入金が多い都道府県となっていますので、その分保険税の上昇率が高くなっ



ています。

県では、急激な保険税の上昇を抑え、段階的に上げるよう、一定の割合以上の増額となる市町村には、期限付きで繰入金を交付することを検討するとしています。

したがいまして、本市としましては、今後示される納付金の額や、他市町村の状況等も見ながら、保険税の改正につきまして、委員の皆様にご協議をお願いしたいと考えております。

なお、スケジュール的には、納付金の見込額が本年11月、納付金の確定額が来年1月～2月に示される予定となっていますので、平成30年3月議会において保険税条例の一部改正案を議会に提出することになります。

## 子ども医療費減額調整措置の廃止について

2つ目の報告事項は、子ども医療費減額調整措置の廃止についてです。資料3-1をご覧ください。

現在、市町村が単独で、子ども医療費の助成を行っている場合、受診者が増えることで医療費が増えることから、国民健康保険の国からの負担金が減額されています。

資料3-1の下段の「第1 見直しの内容」をご覧ください。国からの通知では、「すべての市町村が未就学児までは何らかの助成措置を実施している実態等を踏まえ、自治体の少子化対策の取組を支援する観点から、平成30年度より、未就学児までを対象とする医療費助成については、国保の減額調整措置を行わない。」という通知がありました。

飯能市の場合、中学校卒業まで医療費の自己負担金を無料にしていますが、そのことで300万円ほど、国からの負担金が減額されていますが、今回の措置により、小学校就学前までの100万円ほどの調整がなくなり、減額調整は200万円ほどとなります。

なお、全国知事会、全国市長会など地方6団体では、子ども医療費に対する減額調整措置を廃止するよう引き続き要望していくとしています。

## 高額療養費制度の見直しについて

3つ目の報告事項は、高額療養費制度の見直しです。

資料4となります。

平成29年8月、平成30年8月の2段階で高額療養費の見直しが予定されています。制度の持続可能性を高めるため、世代間の負担の公平、負担能力に応じた負担の観点から、低所得者に配慮したうえで、高額療養費の算定基準が見直されます。

現役並みと一般の方の部分が変更になります。

詳細につきましては、ご覧くださいますようお願いいたします。

## 低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定の見直しについて

4つ目の報告事項は、低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定の見直しです。

資料5となります。

これは、地方税法施行令の一部が3月末に改正されることに伴い、飯能市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を年度末に専決処分をし、6月議会に承認を求めているものですが、今回も同様の予定です。

内容としましては、国民健康保険税には、所得に応じて、7割軽減、5割軽減、2割軽減がありますが、5割軽減、2割軽減を拡大するものです。

軽減判定所得として、人数に応じて乗じる金額を引き上げるものです。施行日は、平成29年4月1日の予定です。

報告事項の説明は以上となります。

## 平成28年度第2回国民健康保険運営協議会説明

平成29年2月3日

＜平成29年度飯能市国民健康保険特別会計予算（案）（南高麗診療所勘定及び名栗診療所勘定）＞

保険年金課医療政策室長の生井です。よろしくお願いたします。

それでは、南高麗診療所及び名栗診療所の平成29年度予算案につきまして、説明させていただきます。

初めに、南高麗診療所勘定について、説明いたします。資料につきましては青いインデックスの3と4でございます。インデックスの3については予算の事項別明細書になりますが、その概要をインデックスの4にまとめておりますので、インデックスの4により説明させていただきます。インデックス4の3ページをご覧ください。

初めに、歳入でございます。網掛けにしてあります平成29年度の部分をご覧ください。1款、診療収入につきましては、5,670万1千円を計上いたしました。内容につきましては、診療報酬収入や予防接種、特定健康診査などの収入となっており、外来収入を約4,812万円、健康診断等の収入を約444万円、予防接種などの収入を約413万円見込みまして、歳入全体における予算構成比は64.5%になります。次に、2款、使用料及び手数料の46万4千円は、往診時の自動車使用料、診断書料等でございます。次に、3款、繰入金は、診療所経営の赤字補てん分として、一般会計からの繰入金を2,973万8千円計上いたしました。こちらの構成比につきましては33.8%になります。続きまして、4款、繰越金は100万円を計上いたしました。5款、諸収入につきましては、労働保険料被保険者負担金などがございます。以上により、平成29年度の南高麗診療所勘定の歳入は、合計で8,792万2千円と見込んだところでございます。昨年度と比較いたしますと、249万7千円、2.8%の減となっております。

続きまして、歳出でございます。下段の網掛けがしてあります平成29年度の部分をご覧ください。1款、総務費につきましては、職員の人件費及び施設管理に要する経費となっております。歳出全体における予算構成比は53.0%になります。内容といたしましては、南高麗診療所の正規職員3名分の給与及び手当等の一般職人件費と、診療所の施設管理に必要な光熱水費及び委託料などの施設管理事業となっております。次に、2款、事業費は、診療所の運営に必要な非常勤医師の報酬、医薬材料費、臨床検査等の委託料などがございます。事業費の構成比につきましては45.9%となっております。3款、予備費につきましては、昨年と同額の100万円を計上しております。以上により、歳出の合計は、歳入と同額の8,792万2千円となっております。

南高麗診療所勘定については以上でございます。

続きまして、名栗診療所勘定について、説明いたします。青のインデックス 6 の 3 ページをご覧ください。

初めに、歳入でございます。網掛けにしてあります平成 29 年度の部分をご覧ください。1 款、診療収入につきましては、4,762 万 5 千円を計上いたしました。内容につきましては、診療報酬収入や予防接種、特定健康診査などの収入となっており、外来収入を約 4,328 万円、健康診断等の収入を約 182 万円、予防接種などの収入を約 252 万円見込みまして、歳入全体における予算構成比は 62.5%になります。次に、2 款、使用料及び手数料の 13 万 5 千円は、往診時の自動車使用料、診断書料等でございます。次に、3 款、繰入金は、診療所経営の赤字補てん分として、一般会計からの繰入金を 2,700 万 8 千円計上いたしました。こちらの構成比につきましては 35.4%になります。続きまして、4 款、繰越金は 100 万円を計上いたしました。5 款、諸収入につきましては、労働保険料被保険者負担金のほか、長寿社会づくりソフト事業費交付金として、医師の研修日に代替え医師を雇用するための報酬に対する交付金 45 万 1 千円などを見込んだものでございます。以上により、平成 29 年度の名栗診療所勘定の歳入は、合計で 7,623 万 1 千円と見込んだところでございます。昨年度と比較いたしますと、76 万 2 千円、1.0%の減となっております。

続きまして、歳出でございます。下段の網掛けがしてあります平成 29 年度の部分をご覧ください。1 款、総務費につきましては、職員の人件費及び施設管理に要する経費となっております。歳出全体における予算構成比は 49.4%になります。内容といたしましては、名栗診療所の正規職員 3 名分の給与及び手当等の一般職人件費と、診療所の施設管理に必要な光熱水費及び委託料などの施設管理事業となっております。次に、2 款、事業費は、診療所の運営に必要な非常勤医師の報酬、医薬材料費、臨床検査等の委託料などでございます。事業費の構成比につきましては 49.3%となっております。3 款、予備費につきましては、昨年と同額の 100 万円を計上しております。以上により、歳出の合計は、歳入と同額の 7,623 万 1 千円となっております。

名栗診療所勘定については以上でございます。

ただ今、説明をいたしましたとおり、南高麗診療所勘定、名栗診療所勘定ともに、おおよそ平成 28 年度予算と同様の予算計上になっているところでございます。

説明は以上でございます。